

医療保険・社会保険 かんたん比較表

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

医療保険・社会保険 かんたん比較表

日本では、すべての国民が働き方や年齢に応じて公的医療保険に加入する義務があり、病気やけがの際にはその制度により医療費の一部が補助されます。自己負担は原則1〜3割で、高額な医療費には高額療養費制度が適用されます。なお、医療保険は社会保険の一部で、社会保険にはそのほか年金や介護、雇用保険なども含まれます。

医療保険と社会保険の違い

区分	内容
医療保険	病気やけがで医療が必要になった際に、医療費の一部を補助する制度。保険料と国の公費を財源とする。
社会保険	医療保険を含めた公的保険制度の総称。健康保険、厚生年金、介護保険、雇用保険、労災保険などを含む。

※企業では、社会保険というと健康保険・厚生年金・介護保険を指すことが多い。

医療保険・社会保険 かんたん比較表

医療保険の種類と加入対象

日本では国民全員がいずれかの公的医療保険に加入する「国民皆保険制度」が採用されています。加入する制度は働き方や年齢によって異なり、主な医療保険の種類は次のとおりです。

種類	加入対象者
国民健康保険	自営業者、無職、農業従事者など
被用者保険	企業勤務者、公務員など
組保管掌健康保険	大企業・同業組合に所属する従業員
協会けんぽ（全国健康保険協会）	中小企業の従業員
共済組合	国家公務員、地方公務員、私学教職員
船員保険	船員
後期高齢者医療制度	75歳以上の高齢者

主な医療保険の給付内容

医療保険からは、診察、薬、手術、入院などにかかった費用だけでなく、高額になった医療費に対しても給付が行われます。主な給付の種類は以下の通りです。

- **療養の給付・家族療養費**

診察、治療、投薬などの費用に対する給付。被保険者本人と家族が対象。

- **入院時食事療養費・入院時生活療養費**

入院中の食事代、65歳以上の入院時にかかる居住費などを対象とした給付。

- **療養費**

海外での治療や保険証未提示による自費診療など、特別な事情による医療費の払い戻し。

- **移送費・家族移送費**

移動が困難な被保険者が、緊急的に医療機関へ搬送された際の費用を支給。

- **高額療養費**

1か月の自己負担額が上限を超えた分を払い戻し。限度額適用認定証の提示により、窓口負担を軽減可能。

その他、業務外の病気や怪我で4日以上就業できない際の「傷病手当金」、子どもが生まれた際の「出産育児一時金」、産休中の「出産手当金」などもあります。